

第1問 答案用紙<1>

(租税法)

問題1 (20点=@5×4)

問1 法人間で無償譲渡があった場合の収益の額の法人税法上の取扱い

B社は、時価 600万円の重機を無償で譲渡しているため、600万円を益金とする（法人税法22条2項、22条の2第4項）とともに、当該金額を寄附金の額として、一旦、損金の額に含める（37条7項）。この際、当該寄附金の額のうち損金算入限度額を超える金額は、損金不算入となる（同条1項）。

A社は、受贈された重機の時価 600万円を益金の額に含める（22条2項）。

誰もが知っている頻出論点ですが、「無償による譲渡に係る収益の額」の取扱いが問われているだけなので、受贈側や寄附金にまで言及するか、迷うところです。無償譲渡によって受贈側でも収益を認識すること、譲渡側では収益認識とセットで寄附金を認識すること、また、A社の益金2点、A社寄附金1点、B社受贈益2点の配点と想定して、言及しておきました。

法人税法 第22条第2項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

法人税法 第22条の2第4項

内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第1項又は第2項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第4項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

問2 法人課税信託における信託財産に帰せられる収益及び費用の法人税法上の取扱い

A社とB社との間で締結された信託契約は、受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託であるから、法人課税信託に該当する（法人税法2条29号の2イ）。従って、法人課税信託の受託者であるB社は、当該信託財産に帰せられる収益及び費用について、B社の固有資産に帰せられる所得と区別して、課税される（同法4条の6）。

2021年度に公益法人が出題され、2022年度は法人課税信託が出題されました。大手専門学校の2022年合格目標の理論テキストと理論問題集を確認したところ、法人課税信託についての記載はありませんでした。白紙答案でも大丈夫です。なお、法人課税信託は、受託者を納税義務者として法人税等を課税するもので、受託者が個人であっても、信託財産に係る所得については法人税が課されます。

法人税法 第2条（定義）29号の2イ

法人課税信託 次に掲げる信託をいう。
イ 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託

法人税法 第4条の6

- 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第2条第29号の2（定義）、第4条（納税義務者）及び第12条（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）並びに第6章（納税地）並びに第5編（罰則）を除く。）の規定を適用する。
- 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

問3 資力を喪失した個人PがA社から受けた債務免除の所得税法上の取扱い

PはA社から500万円の債務免除を受けており、法人から受けた一時の経済的利益は、本来、一時所得の総収入金額に含まれるべきものである（所得税法34条1項）。

しかし、Pは、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な状況にあるため、Pの一時所得の金額の計算上、当該500万円は、総収入金額に算入しない（同法44条2第1項）。

思考径路としては、① 法人から受けた一時の経済的利益 → ② 一時所得 → ③ 資力を喪失 → ④ 所得税法は、「泣き面に蜂」みたいなことはしない → ⑤ 総収入金額に含めない旨の規定があるはず、といったところでしょうか。あとは、条文を探し出せるかです。

所得税法 第36条（収入金額）1項、2項

- 1 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。
- 2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

所得税法 第44条の2（免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入）1項

居住者が、破産法第252条第1項（免責許可の決定の要件等）に規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

問4 貸倒れた売掛金に係る消費税の消費税法上の取扱い

領収できなかった売掛金は、過年度における課税資産の譲渡等による債権で、令和3課税期間において、更生計画認可の決定により債権の切り捨てがあったことにより回収不能となったものである。従って、A社は、令和3課税期間において、同課税期間の課税標準額に対する消費税額から39万円（＝550万円×7.8/110）を控除する（消費税法39条1項）。

消費税法の計算で繰り返し出題されている論点なので、正答できる問題です。

消費税法 第39条（貸倒れに係る消費税額の控除等）1項

事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行った場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切り捨てがあったことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなったときは、当該領収をすることができないこととなった日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に110分の7.8を乗じて算出した金額をいう。）の合計額を控除する。

第1問答案用紙<2>
(租税法)

問題2 (20点=@4×5)

	○×欄	記述欄
①		Q. 人格のない社団法人が収益事業を行う場合、法人税の納税義務はない。
	×	マンション屋上の使用料を継続して受け取るのは、不動産貸付業にあたり、収益事業である(法人税法2条13号)。従って、人格のない社団法人である管理組合Kは、その収益事業に係る法人税を納める義務がある(同法4条第1項)。
		マンションの管理組合は、管理費を集めても法人税は課税されませんが、収益事業を行うと課税されます。学校法人や宗教法人の収益事業に法人税が課税されるのと同じです。
②		Q. 外国子会社C社からの受取配当金に係る外国源泉税の額は、損金の額に算入される。
	×	A社はC社(外国法人)の発行済株式総数の80%を設立時から保有しているため、C社はA社の外国子会社である(法人税法23条の2)。従って、C社の配当等の額に係る外国源泉税等の額は、A社の損金の額に算入しない(同法39条の2)。
		計算での頻出論点なので、正答が必須です。
③		Q. 特定譲渡制限株式会社については、譲渡制限が解除された期の損金の額に算入される。
	×	Rに交付されたのは、特定譲渡制限付株式であるため、B社では、Rの給与所得とされた令和3課税期間の給与となるが(法人税法54条1項1号)、事前確定届出給与の届け出を行っていないため、損金の額に算入しない(同法34条1項2号イ)。
		特定譲渡制限株式の交付について、Rの給与所得とされる時期や、B社の給与とされる時期については、あらかじめ知らなくても、問題文から判明したはず。事前確定届出書を提出していないことから、損金算入できないことも分かり易い論点です。
④		Q. 事業用固定資産に係る火災損失の金額は、雑損控除として総所得金額から控除される。
	×	電気陶器窯は、事業用固定資産であるため、雑損控除は適用されない(所得税法72条1項)。電気陶器窯の火災による滅失直前の帳簿価額800万円は、Pの令和3年分の事業所得の計算上、必要経費に算入する(所得税法51条1項)。
		理論での重要論点なので、正答が必須です。
⑤		Q. 事業供用資産を事業廃止後も使用した場合、その資産の時価を課税標準に含める。
	○	消費税法4条5項1号、28条3項1号
		個人事業者が棚卸資産以外の事業供用資産を家事のために使用した場合は、みなし譲渡の規定が適用されます。従って、自動車甲の時価を課税標準の金額に含めることになります。

第2問 答案用紙<1><2>
(租税法)

問題1 (30点=@2×10+@1×10)

		(単位：円)	
当期純利益の額		
		加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)			
器具備品A	@1	, ,	, 17,818
器具備品B	@1	1,925,000	, ,
ソフトウェアC	@1	, 120,000	, ,
機械装置D	@1	, 49,922	, ,
(外国通貨についての申告調整)			
	@2	, ,	, 19,400
(有価証券についての申告調整)			
E社株式	@1	70,000,000	, ,
F社株式	@1	, ,	37,500,000
G社株式	@1	, ,	12,000,000
(棚卸資産についての申告調整)			
	@2	, ,	1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)			
H社に対する貸付金	@1	, ,	6,000,000
H社に対する貸付金以外の債権	@1	, ,	, 220,000
(寄附金についての申告調整)			
	@2	10,625,000	, ,
(役員退職慰労金についての申告調整)			
	@2	, ,	48,000,000
(租税公課についての申告調整)			
[資料] 9.の(2)及び(3)について	@2	, ,	30,584,000
[資料] 9.の(4)及び(5)について	@2	53,296,000	, ,
[資料] 9.の(6)について	@2	2,497,000	, ,
[資料] 9.の(7)について	@1	20,000,000	, ,
(前期分の修正申告事項についての申告調整)			
[資料] 10.の(1)について	@2	, ,	3,180,000
[資料] 10.の(1)について	@2	, ,	2,000,000
(欠損金についての申告調整)			
	@2	, ,	190,000,000
(その他の申告調整)			
	
所得金額		

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題2 (15点=@2×5+@1×5)

問1

(単位：円)

- | | | |
|------------------|----|-----------|
| (1) 事業所得の総収入金額 | @1 | 8,500,000 |
| (2) 事業所得の必要経費の金額 | @1 | 2,812,300 |

問2

- | | | |
|-------------|----|-----------|
| (1) 退職所得の金額 | @2 | 7,075,000 |
| (2) 給与所得の金額 | @2 | 4,120,000 |
| (3) 一時所得の金額 | @2 | ,950,000 |
| (4) 雑所得の金額 | @2 | ,270,000 |

問3

- | | | |
|----------------|----|-----------|
| (1) 扶養控除の金額 | @1 | ,380,000 |
| (2) 雑損控除の金額 | @2 | 1,000,000 |
| (3) 生命保険料控除の金額 | @1 | ,117,000 |

問4

- | | | |
|----------|----|----------|
| 丙の課税所得金額 | @1 | ,290,000 |
|----------|----|----------|

第2問 答案用紙<5>
(租税法)

問題3 (15点=@2×5+@1×5)

[問]

(単位：円)

- | | | |
|---|----|------------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 | @2 | , 227, 249, 100 |
| (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | @1 | 3, 340, 300, 000 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | @2 | 3, 351, 685, 000 |
| (4) 課税貨物に係る消費税額 | @1 | , , 156, 000 |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | @1 | , 197, 207, 400 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等に必要なもの | @2 | , 195, 482, 820 |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等に必要なもの | @2 | , , 223, 080 |
| (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | @2 | , 1, 501, 500 |
| (9) 売上げの返還等対価に係る税額 | @1 | , 1, 025, 700 |
| (10) 貸倒れに係る税額 | @1 | , , 51, 480 |

〔解説〕

問題 1 : 法人税法 (30点) 当事業年度 : 令3.4/1 (平33) ~ 令4.3/31 (平34)

1. 減価償却

(1) 器具備品A ← 償却限度額が償却保証額に満たないため、償却限度額 (=期首簿価×改訂償却率) を再計算

平成29年2月1日に備品を 2,400,000円で取得し、同日から事業の用に供している。この備品の法定耐用年数は 8 年、当期首の帳簿価額は 700,000円で、当期首に減価償却超過額が 27,000円あり、当期に 225,000円の減価償却費を計上した。

- ① 償却限度額 (期首簿価 700,000 + 27,000) × 0.250 = 181,750
- ② 償却保証額 取得原価 2,400,000 × 保証率 0.08680 = 208,320
- ③ ① < ②
- ④ 会社償却費 225,000 - 償却限度額 (期首簿価 700,000 + 27,000) × 0.334 = △ 17,818
- ⑤ 償却不足額 17,818 < 繰越償却超過額 27,000 ∴ 17,818円 (減算)

(2) 器具備品B

令和4年1月11日に事務用パーソナルコンピュータ10台を 2,200,000円 (1台あたり単価 220,000円) で取得し、同日から事業の用に供している。このパーソナルコンピュータの法定耐用年数は 4 年であるが、当期に取得金額の全額を消耗品費として処理した。

$$(\text{会社計上償却費 } 220,000 - \text{償却限度額 } 220,000 \times 0.500 \times 3/12) \times 10 = 1,925,000\text{円 (加算)}$$

(3) ソフトウェアC

平成31年2月1日に 2,400,000円で取得したソフトウェアで、同日から事業の用に供し、経済的耐用年数 4 年の定額法で償却している。当期首の帳簿価額は 1,100,000円であり、当期に 600,000円の減価償却費を計上した。なお、法定耐用年数は 5 年である。

$$\text{会社償却費 } 600,000 - \text{償却限度額 (取得原価 } 2,400,000 \times \text{5年の定額法償却率 } 0.200 = 120,000\text{円 (加算)}$$

(4) 機械装置D ← 法人税法は厳密な債務確定主義に立つため、資産除去債務や利息費用の計上は認めない

令和3年4月1日に購入し、同日から事業の用に供した梱包設備 (取得価額 9,000,000円、法定耐用年数 7 年) に関し、以下の会計処理を行った。

(借方) 機械装置	9,158,000円	(貸方) 現金預金	9,000,000円
		資産除去債務	158,000円
(借方) 利息費用	4,734円	(貸方) 資産除去債務	4,734円
(借方) 減価償却費	2,619,188円	(貸方) 減価償却累計額	2,619,188円

$$(\text{会社償却費 } 2,619,188 + \text{利息費用 } 4,734) - \text{償却限度額 (取得原価 } 9,000,000 \times 0.286 \times 12/12) = 49,922\text{円 (加算)}$$

2. 外国通貨 ← 税務上は決算日レートで換算

当期に 10,000米ドルを 1,235,700円で購入し、当期末まで保有しており、購入額で貸借対照表に計上されている。なお、当期末日の為替相場は 1 米ドルが 121.63円であった。

$$\text{税務上のB/S価額 (@121.63} \times 10,000\text{)} - \text{会社計上B/S価額 } 1,235,700 = \triangle 19,400\text{円}$$

$$\therefore \text{外国通貨過大計上又は為替差損認定損 } 19,400\text{円 (減算)}$$

3. 有価証券

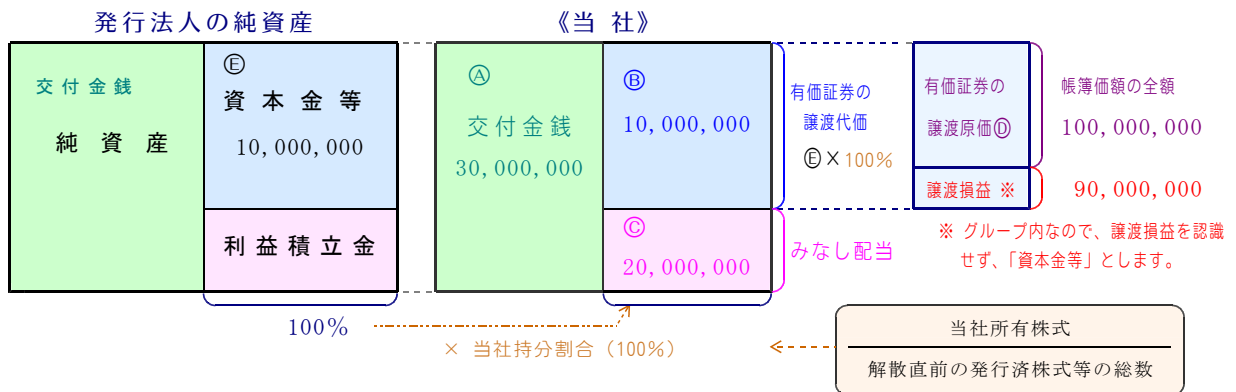
(1) E社株式 ← 完全子法人株式等 + みなし配当（解散）+ グループ法人税制

当社は内国法人E社の発行済株式総数1,000株の全てを平成8年10月1日に100,000,000円で取得した。E社は令和3年3月31日に解散し、令和3年11月30日に残余財産が確定し、残余財産の全部を分配した。みなし配当に係る源泉所得税額等4,084,000円を控除した後の金額25,916,000円が当社の銀行口座に入金された。これに関して、以下の会計処理を行っている。

(借方) 現金預金 25,916,000円 (貸方) 関係会社株式 100,000,000円
 仮払税金 4,084,000円
 関係会社整理損 70,000,000円

なお、残余財産を分配する直前のE社の資本金等の額は10,000,000円であった。

① 解散に係る税務上の仕訳



《税務上の仕訳》

現金預金 ④ 30,000,000 (= 25,916,000 + 4,084,000)	有価証券 ⑥ 100,000,000
資本金等 (⑤ - ⑥) 90,000,000	みなし配当 (⑦ = ④ - ⑥) 20,000,000
所得税 ⑦ 20,000,000 × 20.42%	現金預金 4,084,000

← 本問の場合、みなし配当は、源泉所得税から逆算することもできます。

→ みなし配当の金額は、受け取った「交付金銭等」のうち、発行法人の「資本金等に対する当社持分」を超える額です。

② 別表4の調整

関係会社整理損否認 70,000,000円 (加算)	} 70,000,000円 (加算)
みなし配当認定益 20,000,000円 (加算)	
受取配当等の益金不算入額 20,000,000円 (減算)	

※ E社株式は、「完全子法人株式等」に該当するため、益金不算入額は20,000,000円×100%となる。

(2) F社株式

前期以前に、主要取引先である内国法人F社（上場会社）が発行する株式1,000,000株を400,000,000円で取得し、その他有価証券として保有していた。当期において、新たに短期売買業務を行うこととなったことに伴い、令和4年3月15日にF社株式250,000株を1株当たり370円で市場で売却するとともに、今後もF社株式を売買目的有価証券として保有することとした。そのため、短期売買の管理部門で取扱いをすることとし、同時に、短期売買目的である旨を帳簿に記載した。F社株式の当期末の帳簿価額は300,000,000円であり、上記250,000株の譲渡に関する会計処理は適切に行われている。なお、これ以外の会計処理は行っておらず、当期末のF社株式の時価は1株当たり350円であった。

売買目的有価証券の税務上の評価方法は「時価法」ですが、会社は評価損を計上していません。

$$\begin{aligned} \text{売買目的有価証券評価損} &= \{(400,000,000 \text{円} \div 1,000,000 \text{株}) - @350\} \times (1,000,000 \text{株} - 250,000 \text{株}) \\ &= 37,500,000 \text{円} \end{aligned}$$

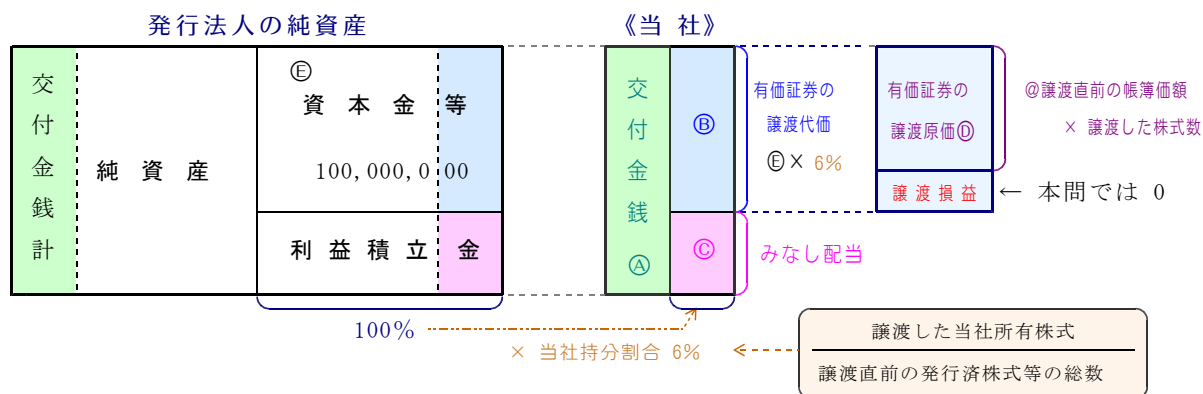
∴ 売買目的有価証券評価損認定損 37,500,000円 (減算)

(3) G社株式 ← その他の株式等 + みなし配当 (自己株式)

G社株式は、非上場の内国法人G社が発行する普通株式である。G社は平成27年7月1日に、G社代表取締役が発行済株式総数の94%、当社が発行済株式総数の6%をそれぞれ出資して設立された法人で、当社のG社株式の取得価額は6,000,000円である。その後、株式の保有割合に変動はなく、当社は令和3年8月1日に、当社が保有するG社株式の全部を30,000,000円(譲渡時の時価)でG社に譲渡した。当社は、この譲渡について以下の会計処理を行い、G社が譲渡対価の支払に際して控除した源泉所得税額等を仮払税金として計上した。

(借方) 現金預金 25,099,200円 (貸方) 投資有価証券 6,000,000円
 仮払税金 4,900,800円 投資有価証券売却益 24,000,000円
 なお、G社の自己株式取得直前の資本金等の額は100,000,000円である。

① 自己株式取得に係る税務上の仕訳



《税務上の仕訳》

現金預金 ③ 30,000,000 (= 25,099,200 + 4,900,800)	有価証券 ① 6,000,000	① = 資本金等100,000,000 × 当社持分割合 6%
	譲渡損益 ② - ① 0	
所得税 ④ 24,000,000 × 20.42%	現金預金 4,900,800	← 本問の場合、みなし配当は、源泉所得税から逆算することもできます。
	みなし配当 (③ = ① - ②) 24,000,000	

→ みなし配当の金額は、受け取った「交付金銭等」のうち、発行法人の「資本金等に対する当社持分」を超える額です。

② 別表4の調整

投資有価証券売却益否認	24,000,000円 (減算)	} 12,000,000円 (減算)
みなし配当認定益	24,000,000円 (加算)	
受取配当等の益金不算入額	12,000,000円 (減算) ※	

※ G社株式は、「その他の株式等」に該当するため、益金不算入額は24,000,000円×50%となる。

4. 棚卸資産

前期末に商品の過剰在庫が生じ、前期において、以下の会計処理を行った。

(借方) 商品評価損 1,800,000円 (貸方) 商品 1,800,000円

この商品について、当期に得意先に総額3,000,000円で全部を売却し、売上高に計上した。なお、前期の申告調整は適正に行われている。

税務上、過剰在庫による評価損は認められないため、前期に180万円の加算調整を行っています。その上で、当期に会社帳簿の棚卸資産価額(評価損計上後)で売上原価を計算すると、180万円部分に当期も課税されるため、前期と当期とで二重に課税されてしまいます。そこで、当期の別表4で減算調整します。

∴ 商品評価損認容 1,800,000円 (減算)

5. 貸倒損失及び貸倒引当金

(1) H社に対する貸付金（実質基準による個別貸倒引当金/全額回収不能による貸倒損失）

H社は債務超過の状態となり、信用不安が生じたことから、令和2年1月10日に貸し付けた20,000,000円について前期末に貸倒見積額を6,000,000円と算定し、同額の貸倒引当金を計上した。その後、当期においてH社の資産状況、支払能力等からみて貸付金の全額が回収できないことが明らかになったことから、以下の会計処理を行った。なお、この貸付金に対して抵当権の設定はされていない。

（借方）貸倒引当金	6,000,000円	（貸方）貸倒引当金戻入益	6,000,000円
貸倒損失	20,000,000円	貸付金	20,000,000円

「債務超過の状態が相当期間継続し、好転の見通しなし」という状態ではなかったため、前期末の貸倒引当金繰入額600万円は、前期の別表4で加算調整されているはずですが。その上で、当期に貸倒引当金戻入益600万円を益金とすると、600万円部分に二重に課税されることになるので、当期の別表4で減算調整する必要があります。

∴ 貸倒引当金繰入超過額認容 6,000,000円（減算）

なお、当期における「全額回収不能」による貸倒損失20,000,000円は、① 損金経理、② 抵当権の設定なし、ということなので、税務上の損金となり、別表4の調整は不要です。

(2) H社に対する貸付金以外の債権

当社は毎期末に債権に対する貸倒見積額を算定し、会計上、洗替え方式により貸倒引当金を繰り入れている。当期は、H社に対する貸付金以外の債権に対する貸倒引当金について、以下の会計処理を行った。なお、当社は、法人税法第52条第1項第3号に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人には該当しない。

（借方）貸倒引当金	6,330,000円	（貸方）貸倒引当金戻入益	6,330,000円
貸倒引当金繰入額	6,110,000円	貸倒引当金	6,110,000円

① 甲社は中小法人等に該当しないため（∵ 資本金3億円）、一括貸倒引当金の繰入れは認められません。

∴ 貸倒引当金繰入超過額 6,110,000円（加算）

② 前期に計上した貸倒引当金繰入額633万円は、前期の別表4で加算調整されているはずですが。その上で、当期に貸倒引当金戻入益633万円を益金とすると、633万円部分に二重に課税されることになるので、当期の別表4で減算調整する必要があります。

∴ 貸倒引当金繰入超過額 6,330,000円（減算）

③ ①+② = 220,000円（減算）

6. 寄附金

当期における寄附金勘定は以下のとおりである。なお、寄附金の損金算入限度額の計算に使用する当期の所得の金額は、350,000,000円とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために本店所在地K県に対する寄附金として当期に支出した金額 10,000,000円
- ② 一般社団法人Mに対する寄附金として当期に支出した金額 13,000,000円

(1) 寄付金の分類

- ① K県（地方公共団体）に対する寄附金 10,000,000円は、「指定寄附金」とされます。
- ② 一般社団法人に対する寄附金 13,000,000円は、前期の寄付金とされます。

(2) 別表4の調整

- | | | | |
|---------|-------------|---|----------------|
| ① 指定 | 10,000,000円 | } | 合計 23,000,000円 |
| ② 特定 | 0円 | | |
| ③ その他 | 13,000,000円 | | |
| ④ 完全子会社 | 0円 | | |
- ⑤ 損金算入限度額 $(300,000,000 \times 12/12 \times 2.5/1,000 + 350,000,000 \times 2.5/100) \times 1/4 = 2,375,000$ 円
- ⑥ 寄付金等の損金不算入額 = 23,000,000 - ① 10,000,000 - ⑤ 2,375,000
= **10,625,000円（加算）**

7. 役員退職慰労金

令和3年5月開催の株主総会の終結をもって代表取締役副社長であったO氏が任期満了となり、退任した。同株主総会の決議を経て直ちに同氏に退職慰労金 50,000,000円（不相当に高額ではない。）を支給した。この内訳は、現金 20,000,000円及び社宅として貸与していた土地（引渡し時の時価 22,500,000円、帳簿価額 7,000,000円）、建物（引渡し時の時価 7,500,000円、帳簿価額 1円）である。これに関して、以下の会計処理を行った。建物には前期から繰り越された減価償却超過額はない。なお、退職金から控除される税金等は考慮していない。

（借方）役員退職慰労引当金	48,000,000円	（貸方）現金預金	20,000,000円
役員退職金	2,000,000円	土地	7,000,000円
		建物	1円
		固定資産売却益	22,999,999円

① 役員退職慰労金に係る税務上の仕訳

（借方）現金預金	30,000,000円	（貸方）土地	7,000,000円
		建物	1円
		固定資産売却益	22,999,999円
（借方）役員退職金	50,000,000円	（貸方）現金預金	30,000,000円

② 別表4の調整

当期における税務上の損金は役員退職金の 5,000万円ですが、会社は 5,000万円のうち4,800万円を役員退職慰労引当金で充当しているため、当期の費用は 200万円となっています。つまり、会社は 4,800万円を前期以前の費用としていたのに対し、税務上は当期の損金とします。従って、前期以前の別表4で加算調整されていたはずの 4,800万円を当期の別表4で減算調整することになります。

∴ 役員退職慰労引当金繰入額認容 **48,000,000円（減算）**

8. 租税公課

(1) 前期確定申告・修正申告・当期中間納付・当期末未払計上

R3. 4/1

3/31

前期分確定申告	当期中間申告&修正申告	当期末未払計上																														
<p>9.(2) 会社仕訳</p> <table border="1"> <tr> <td>未払(法)</td> <td>78,000</td> <td>Cash</td> </tr> <tr> <td>未払(住)</td> <td>7,000</td> <td>115,000</td> </tr> <tr> <td>未払(事)</td> <td>30,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>損金算入できる事業税 30,000を損金経理していないので、「減算」する。</p> <p>納税充当金支出事業税</p> <p>30,000,000 (減算)</p>	未払(法)	78,000	Cash	未払(住)	7,000	115,000	未払(事)	30,000		<p>9.(4) 会社仕訳 (中間申告分を納付)</p> <table border="1"> <tr> <td>未払(法)</td> <td>39,500</td> <td>Cash</td> </tr> <tr> <td>未払(住)</td> <td>3,500</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>未払(事)</td> <td>15,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>損金算入できる事業税 15,000を損金経理していないので、「減算」する。</p> <p>納税充当金支出事業税</p> <p>15,000,000 (減算)</p>	未払(法)	39,500	Cash	未払(住)	3,500	58,000	未払(事)	15,000		<p>9.(5) 会社仕訳 (中間申告分を損金経理/推定)</p> <table border="1"> <tr> <td>法人税</td> <td>39,500</td> <td>未払(法)</td> <td>39,500</td> </tr> <tr> <td>住人税</td> <td>3,500</td> <td>未払(住)</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>事人税</td> <td>15,000</td> <td>未払(事)</td> <td>15,000</td> </tr> </table> <p>損金算入できない中間申告分の法人税、住民税、及びすでに減算処理した事業税を損金経理しているので、全額「加算」する。</p> <p>損金計上納税充当金 58,000,000 (加算)</p>	法人税	39,500	未払(法)	39,500	住人税	3,500	未払(住)	3,500	事人税	15,000	未払(事)	15,000
未払(法)	78,000	Cash																														
未払(住)	7,000	115,000																														
未払(事)	30,000																															
未払(法)	39,500	Cash																														
未払(住)	3,500	58,000																														
未払(事)	15,000																															
法人税	39,500	未払(法)	39,500																													
住人税	3,500	未払(住)	3,500																													
事人税	15,000	未払(事)	15,000																													
<p>9.(3) 会社仕訳 (修正申告①)</p> <table border="1"> <tr> <td>未払(法)</td> <td>2,266</td> <td>Cash</td> </tr> <tr> <td>未払(住)</td> <td>200</td> <td>3,296</td> </tr> <tr> <td>未払(事)</td> <td>830</td> <td></td> </tr> </table> <p>損金算入できる事業税 830を損金経理していないので、「減算」する。</p> <p>納税充当金支出事業税</p> <p>830,000 (減算)</p>	未払(法)	2,266	Cash	未払(住)	200	3,296	未払(事)	830			<p>9.(5) 会社仕訳 (資料の仕訳と上記仕訳の差)</p> <table border="1"> <tr> <td>法人税等、及び</td> <td></td> <td>未払</td> <td>10,296</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>10,296</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>損金算入できない期末未払計上の法人税、住民税、及び事業税を損金経理しているので、全額「加算」する。</p> <p>損金計上納税充当金 10,296,000 (加算)</p>	法人税等、及び		未払	10,296	租税公課	10,296															
未払(法)	2,266	Cash																														
未払(住)	200	3,296																														
未払(事)	830																															
法人税等、及び		未払	10,296																													
租税公課	10,296																															
<p>9.(3) 会社仕訳 (修正申告②~加算税・延滞税)</p> <table border="1"> <tr> <td>租税公課</td> <td>246</td> <td>Cash</td> </tr> <tr> <td>(加算税・延滞税)</td> <td></td> <td>246</td> </tr> </table> <p>損金算入できない租税公課を損金経理しているので、「加算」する。</p> <p>損金経理加算税等 246,000 (加算)</p>	租税公課	246	Cash	(加算税・延滞税)		246																										
租税公課	246	Cash																														
(加算税・延滞税)		246																														
<p>[資料] 9.の(2)及び(3)</p> <p>30,584,000 (減算)</p>	<p>[資料] 9.の(4)及び(5)</p> <p>53,296,000 (加算)</p>																															

(2) その他の租税公課

- ① 給与等に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付遅延に伴う不納付加算税 2,320,000円
⇒ 損金経理不納付加算税 2,320,000円 (加算)
- ② 従業員に課された交通違反による反則金で、当社が負担することが相当であるとされた金額 12,000円
⇒ 損金経理交通反則金 12,000円 (加算)
- ③ 取締役退任の変更登記の登録免許税 30,000円
⇒ 登録免許税は、変更登記日の属する事業年度の損金となります。
- ④ 税務調査で過年度の得意先との契約書の一部について印紙の不貼付の指摘を受け、納付した過怠税 165,000円
⇒ 損金経理過怠税 165,000円 (加算)
∴ ①+②+④ = **2,497,000円 (加算)**

(3) 法人税等調整額

税効果会計の適用に関して、次の会計処理を行った。

(借方) 法人税等調整額 20,000,000円 (貸方) 繰延税金資産 20,000,000円

会社経理で計上している法人税等調整額はすべて、別表4で打ち消していきます。本間では、法人税等調整額 20,000,000円(借方)は、費用計上していることになるので、これを打ち消すために、別表4で **20,000,000円の加算調整**を行います。

9. 修正申告

(1) 前期の売上げ及び売上原価の計上漏れについて

令和3年3月31日に得意先で検収が行われた商品に関する売上計上処理が前期の決算で漏れていたため、修正申告を行った。この商品は、前期末の棚卸資産残高に含まれており、売上計上は令和3年4月4日であった。前期の決算での売上の計上漏れは 15,900,000円、その売上原価は 12,720,000円であった。

売上 15,900,000円、及び売上原価 12,720,000円については、前期の売上及び売上原価として修正申告済みです。従って、これらを当期の売上及び売上原価として会計処理したままにすると、二重に計上したことになるので、当期分の確定申告において、取り消す調整を行う必要があります。

売上計上漏れ認容	15,900,000円 (減算)	}	3,180,000円 (減算)
売上原価計上漏れ認容	12,720,000円 (加算)		

(2) 前期に計上した処分費用見積額について

使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる機械装置について、前期に帳簿価額の全額を除却処理し、廃棄業者から入手した概算処分費用 2,000,000円を除却損に含め、前期末に以下の会計処理を行った。この設備の処分可能見込価額は 0円である。なお、前々期から繰り越された減価償却超過額はない。

(借方) 減価償却累計額	31,500,000円	(貸方) 機械装置	35,000,000円
機械装置除却損	5,500,000円	未払金	2,000,000円

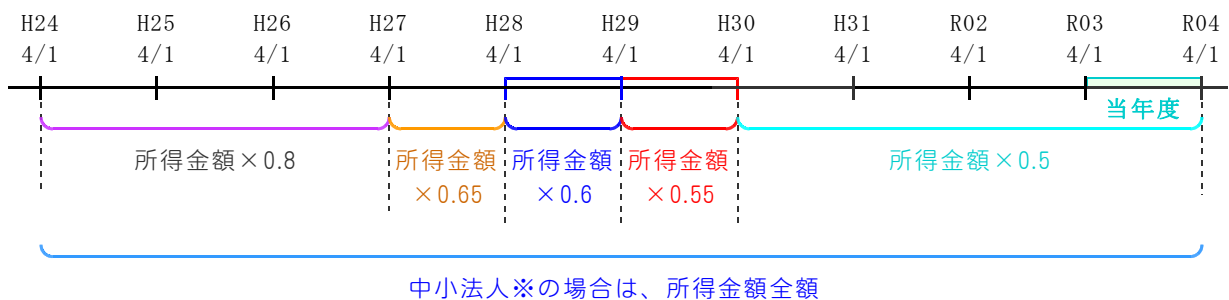
令和3年6月15日に廃棄処分が行われ、実際の処分費用は見積額と同額の 2,000,000円であったが、前期に除却損に含めて処理した概算処分費用の過大計上を指摘され、修正申告を行った。

前期に会計処理した処分費用の見積額 2,000,000円については、前期の損金ではなかったものとして修正申告済みです。しかし、与えられた資料からは、これを当期の費用として会計処理した形跡がないため、当期分の確定申告において、当期の損金とする調整を行う必要があります。

機械装置処分費用認容	2,000,000円 (減算)
------------	-----------------

10. 欠損金

前期以前に生じた税務上の欠損金額のうち当期に繰り越された金額が 285,000,000円ある。なお、当期の欠損金控除前の所得金額は 380,000,000円とする。



※ 中小法人： 資本金 1 億円以下の普通法人等（単一又は複数の大法人に完全支配されている法人を除く）

※ 中小法人以外の法人であっても、設立後 7 年以内は全額控除できる。

上図より、令和 3 年度の控除限度額は、所得金額 380,000,000円 × 50% = 190,000,000円

繰越欠損金 285,000,000円 > 控除限度額 190,000,000円

∴ 繰越欠損金の当期控除額 190,000,000円 (減算)

〔解説〕

問題 2：所得税法 (15点)

問 1 (2点)

1. 事業所得の総収入金額

設計事務所に関する令和3年7月1日以後の収入は、以下のとおりである。

① 株式会社Rとの業務契約

- ・ 契約開始日 令和3年8月1日
- ・ 契約終了日 令和4年7月31日
- ・ 月額報酬 300,000円
- ・ 契約時に、1年分の報酬 3,600,000円を一括して受け取った。

⇒ 令和3年度に帰属する収入金額 = $300,000\text{円/月} \times 5\text{ヶ月 (8月~12月)} = 1,500,000\text{円}$

② 株式会社Sとの業務契約

- ・ 契約開始日 令和3年8月1日
- ・ 契約終了日 令和3年12月31日
- ・ 業務契約の対価として、契約時に現金 5,500,000円と時価 1,500,000円の美術品を受け取った。
なお、美術品は事業の用に供していない。

⇒ 令和3年度に帰属する収入金額 = $5,500,000 + 1,500,000 = 7,000,000\text{円}$

∴ 総収入金額 = ① 1,500,000 + ② 7,000,000 = **8,500,000円**

2. 事業所得の必要経費の金額

(1) 設計事務所に関する令和3年の経費は、以下のとおりである。

- ① 業務上の調査費用 1,500,000円
- ② 業務上の費用として接待飲食費が 300,000円あり、このうち、1人当たりの支出金額が 5,000円を超えているものが 120,000円ある。
- ③ その他業務上の費用が 550,000円ある。

⇒ 令和3年度に帰属する必要経費 = ① 1,500,000 + ② 300,000 + ③ 550,000 = 2,350,000円

(2) 設計事務所の開設に当たり、令和3年6月10日に自動車を取得し、令和3年7月1日から令和3年12月31日まで業務の用に供している。取得価額は1,800,000円、法定耐用年数は6年で、償却率等に関しては、問題1 [資料] 2. を参照のこと。なお、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。

⇒ 令和3年度に帰属する必要経費 = $1,800,000 \times 6\text{年の定額法償却率 } 0.167 \times 6/12 = 150,300\text{円}$

(3) 上記(2)の車輛について、令和3年7月から同年12月末までを保険期間とする自動車保険の保険料 12,000円を支払った。

⇒ 令和3年度に帰属する必要経費 = 12,000円

(4) 盗難による損失に関する事項

令和3年8月25日に、盗難により、業務用の備品 300,000円（時価及び帳簿価額は同額）を喪失した。

⇒ 令和3年度に帰属する必要経費 = 300,000円

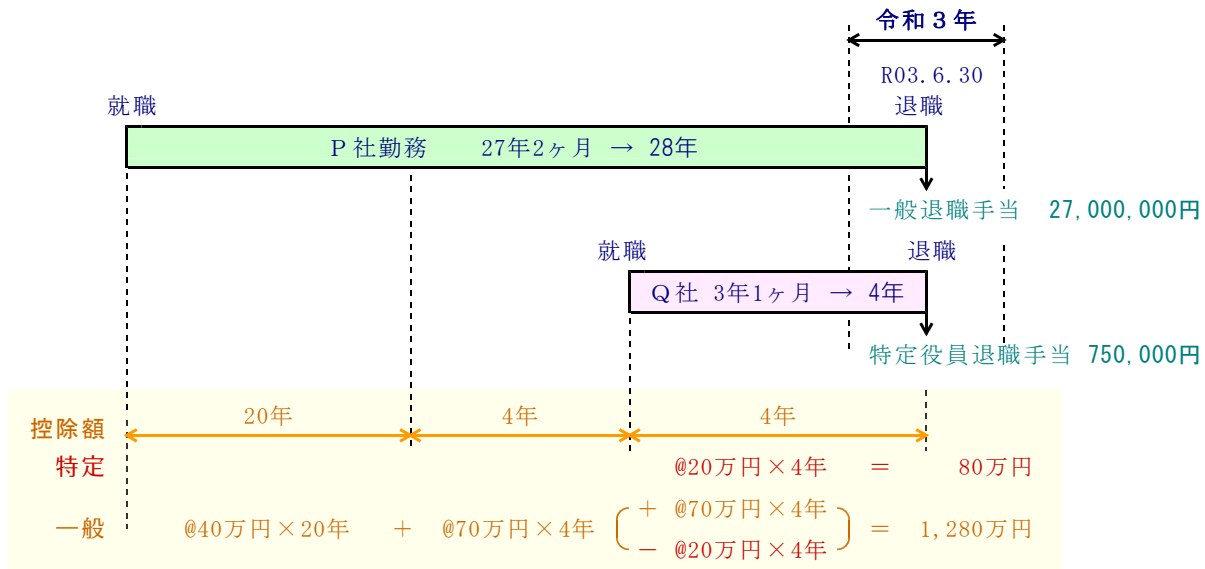
∴ 必要経費の金額 = (1) + (2) + (3) + (4) = **2,812,300円**

問2 (8点)

1. 退職所得の金額

甲は、従業員として27年2か月勤務したP社を、令和3年6月30日に退職した。退職金は27,000,000円であった。また、甲は、P社の100%子会社であるQ社の取締役を平成30年6月25日から兼任しており、P社退職と同時にQ社取締役も退任した。この際、Q社から750,000円の役員退職慰労金を受け取った。

特定役員退職手当等については、2014年、2019年、2020年に出題実績があります。今回は、重複勤務期間がある場合なので、正答率はかなり低いはずですよ。



(1) 収入金額

- ① 特定役員退職手当等： 750,000円
- ② 一般退職手当等： 27,000,000円

(2) 退職所得控除額

- ① 特定役員退職所得控除額： @400,000 × (特定役員勤務年数 4年 (H30.6.25~R3.6.30⇒1年未満切上) - 重複勤務年数 4年) + @200,000 × 重複勤務年数 4年 = 800,000円
- ② 一般退職所得控除額： @400,000 × 20年 + @700,000 × 8年 - @200,000 × 4年 = 12,800,000円

(3) 退職所得

特定役員退職所得		一般退職所得	
退職所得控除額 800,000円	収入金額 750,000円	退職所得控除額 12,800,000円	収入金額 27,000,000円
	50,000円	退職所得 7,075,000	

Note: A red dashed arrow indicates that the 50,000円 from the special director retirement benefit is added to the general retirement benefit's tax-exempt amount to determine the final retirement income of 7,075,000円.

- ① 特定役員退職所得 = 収入金額 750,000 - 退職所得控除額 750,000 (750,000 ≤ 800,000 ∴ 750,000) = 0円
- ② 一般退職所得 = { 収入金額 27,000,000 - 退職所得控除額 (12,800,000 + 50,000 (= 800,000 - 750,000)) } × 1/2 = 7,075,000円

2. 給与所得の金額

令和3年中に甲は、P社から給与として4,500,000円、Q社から役員報酬として1,200,000円を得ていた。

(1) 収入金額： $4,500,000 + 1,200,000 = 5,700,000$ 円

(2) 給与所得控除額： $5,700,000 \times 20\% + 440,000 = 1,580,000$ 円 (所得税法第28条第3項)

(3) 給与所得 = (1) - (2) = **4,120,000円**

3. 一時所得の金額

甲は、令和3年6月25日に、甲自身を被保険者とした生命保険契約の満期保険金として5,500,000円及び保険契約に伴う剰余金300,000円を受け取った。この契約の保険料は甲がP社の入社時から毎期支払ってきたものであり、今までに支払った保険料の累計額は4,350,000円であった。

(1) 総収入金額： $5,500,000 + 300,000 = 5,800,000$ 円

(2) 支出した額： 4,350,000円

(3) 特別控除額： (1) - (2) = 1,450,000 \geq 500,000 \therefore 500,000円

(4) 一時所得 = (1) - (2) - (3) = **950,000円**

4. 雑所得の金額

甲は、令和3年6月15日に、P社の得意先から講演依頼を受け、講演料及び資料作成手数料300,000円を受け取った。このための経費として書籍代30,000円を支出した。

(1) 総収入金額： 300,000円

(2) 必要経費： 30,000円

(3) 一時所得 = (1) - (2) = **270,000円**

問3 (4点)

1. 扶養控除

甲の家族構成は、妻乙(45歳)、長女丙(18歳)、長男丁(16歳)であり、全員が生計を一にしている。乙及び丁は無職で令和3年中に収入はなく、丙については、以下を参照のこと。

(1) 丙は、学校教育法第1条に規定する大学に通学しており、塾講師のアルバイトによる令和3年の給与収入が1,320,000円ある。給与所得控除額は、[資料] 2.(2) 参照のこと。

(2) 丙は、令和3年8月20日にネットオークションサイトを使って、これまで使用していた鞆の販売を行った。この収入は88,000円であった。

(3) 上記以外の事項は考慮しなくてよい。

① 妻乙は配偶者のため、扶養親族に該当しない。

② 長女丙は合計所得金額77万円が48万円超であるため、扶養親族に該当しない(問4参照)。

③ 長男丁は合計所得金額0万円が48万円以下で、16歳以上の同一生計親族であり、かつ、配偶者・青色事業専従者・事業専従者に該当しないため、一般扶養親族に該当する。

\therefore **380,000円** (一般扶養親族)

2. 雑損控除

甲は、令和3年8月25日に、盗難により、現金 3,000,000円、時価 2,500,000円の非業務用の美術品（取得価額 1,800,000円）を喪失した。なお、甲の令和3年の総所得金額及び退職所得金額の合計額は 20,000,000 円とする。

雑損控除は複雑な計算過程で説明されることが多いですが、次の(1)と(2)のどちらか多い金額で大丈夫です。なお、生活必要ない資産の損失は譲渡所得（総合）がある場合のみ、譲渡所得から控除します。

- (1) 損失の金額のうち、課税標準×10%を超える額： $3,000,000 - 20,000,000 \times 10\% = 1,000,000$ 円
(2) 災害関連支出－5万円： $0 - 50,000 = \Delta 50,000 \quad \therefore 0$ 円
(3) (1) > (2) $\therefore 1,000,000$ 円

3. 生命保険料控除

(1) 支払保険料から計算される控除額

① 平成23年12月31日以前の契約に係る個人生命保険料 80,000円 ← 旧契約 (76①)
 $40,000 < 80,000 \leq 80,000 \quad \therefore 37,500 + (80,000 - 50,000) \times 1/4 = 45,000$ 円

② 平成23年12月31日以前の契約に係る個人年金保険料 120,000円 ← 旧契約 (76③)
 $120,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$ 円

③ 平成24年1月1日以後の契約に係る介護医療保険料 24,000円 ← (76②)
 $20,000 < 24,000 \leq 40,000 \quad \therefore 20,000 + (24,000 - 20,000) \times 1/2 = 22,000$ 円

④ 平成24年1月1日以後の契約に係る個人年金保険料 80,000円 ← 新契約 (76③)
 $40,000 < 80,000 \leq 80,000 \quad \therefore 30,000 + (80,000 - 40,000) \times 1/4 = 40,000$ 円

(2) 新旧両方の契約分の支払保険料を払っている場合の特例

個人年金保険料は、新旧両方の契約分を支払っているため、控除額は合計4万円までに制限されます。

② 50,000 (旧) + ④ 40,000 (新) = 90,000 > 40,000 $\therefore 40,000$ 円 … ⑤

また、旧契約による控除額が 4万円を超えるときは、旧契約分の控除額とすることができます。

② 50,000 (旧) > 40,000 $\therefore 50,000$ 円 … ⑥

⑤ < ⑥ $\therefore ⑥ 50,000$ 円

(3) 生命保険料控除の金額

$\therefore ①$ 個人生命 45,000 + $③$ 介護医療 22,000 + $⑥$ 個人年金 50,000 = 117,000円 $\leq 120,000$ 円 $\therefore 117,000$ 円

問4 (1点)

1. 丙の課税所得金額（損益通算、1/2課税、損失の繰越控除、所得控除考慮後の金額）

(1) 丙は、学校教育法第1条に規定する大学に通学しており、塾講師のアルバイトによる令和3年の給与収入が 1,320,000円ある。給与所得控除額は、[資料] 2. (2) 参照のこと。

(2) 丙は、令和3年8月20日にネットオークションサイトを使って、これまで使用していた鞆の販売を行った。この収入は88,000 円であった。

(1) 給与所得

収入金額 1,320,000 - 給与所得控除 550,000 ($1,320,000 \times 40\% - 100,000 = 428,000 < 55$ 万円 $\therefore 55$ 万円) = 合計所得金額 770,000円

(2) 課税所得金額（損益通算、1/2課税、損失の繰越控除、所得控除考慮後の金額）

給与所得 770,000 - 基礎控除 480,000 = 290,000円

〔解説〕

問題3：消費税法（15点）

2021年の本試験を簡素化したような問題でした。注意を要する取引は、以下の通りです。

1. 従業員給与

出向負担金は、自社社員への給与と同じ扱いになるので、消費税法上の取り扱いはありません。
なお、労働派遣料の場合は、課税仕入となります。

2. 借上社宅の家賃

役員分の借上社宅については、支払家賃（課税仕入以外）と受取家賃（非課税売上）の総額で処理します。

- ① 支払家賃 3,300,000円 ⇒ 課税仕入以外のため、処理なし
- ② 受取家賃 1,980,000円 ⇒ 非課税売上

3. 交際費（災害見舞金）

得意先への災害見舞金については、対価性がないので、課税の対象となるための4要件を満たしていません。
従って、「課税仕入以外」に分類します。

4. 特許権使用料

権利の貸付けの内外判定は、登録した機関の所在地で行います。登録機関の所在地は資料に与えられていませんが、国外事業者が国外で登録したと想定すると、課税の対象となるための4要件のうち、「国内において」を満たしていないことになるので、「課税仕入以外」に分類します。

5. 受取配当金

受取配当金については、内国法人株式分も外国子会社株式分も、「対価性がないもの」とされるので、「不課税売上」に分類します。

6. 受取助成金

補助金や助成金は、「対価性がない」ため、課税の対象となる4要件を満たしていません。従って、「課税取引」に分類します。なお、助成金を原資として購入した機械にも消費税が課せられるので、機械の購入原価 121,000,000円は、「課税資産の譲渡等」にのみ要するものに分類します。

7. 無償提供取引

みなし譲渡の対象となるのは、役員分のみです。

商品の場合、購入価額と通常の販売価額×1/2のいずれか大きい金額を課税売上高に含めます。

$$440,000円 > 643,500円 \times 1/2 \quad \therefore 440,000円$$

8. 保税地域からの引取りに係る消費税

引取税額は、2021年度までは常に資料に税額が与えられていました。本問では、与えられていないので、課税標準額 2,000,000円 × 7.8% = 156,000円を自分で計算する必要がありました。

課 税 売 上		免 税 売 上	非 課 税 売 上	不 課 税 売 上
10%商品売上 3,190,000,000	売上値引 △ 14,355,000	輸出売上 ㊸	社宅家賃 1,980,000	受取配当 受取助成金
売上値引 14,355,000	売上割引 △ 110,000	440,000,000	受取利息 330,000	
	計 △ 14,465,000	440,000,000	有価証券売却 181,500,000 × 5%	
役員へ商品を贈与 半値 643,500 × 1/2 < 仕入値 440,000 ∴ 440,000	貸倒れ △ 726,000		㊹ 11,385,000	
① 3,204,795,000 × 7.8/110 = (1) 227,249,100				
売上返還等 △ 14,465,000 × 7.8/110 = (9) 1,025,700				
貸倒れ △ 726,000 × 7.8/110 = (10) 51,480				
課 税 仕 入 (2,756,985,000 + 3,146,000 + 21,175,000) × 7.8/110 - 2,376,000 × 7.8/110 + 156,000 = D (5) 197,207,400		非 課 税 仕 入 以 外		
課 税 売 上 に 対 応		非 課 税 売 上 に 対 応		役員・従業員給与 社宅支払家賃 災害見舞金 国外ライセンス使用料 寄付金
10%商品仕入 2,417,800,000	商品広告費 2,200,000	株式売却手数料 3,146,000		
商品倉庫家賃 7,920,000	受取助成金を原資として購入した機械	㊺ 3,146,000		
得意先交際費 2,640,000	121,000,000	× 7.8/110 =	B (7) 223,080	
その他(営業部門) 205,425,000	仕入割引 △ 2,376,000			
10%課税仕入 2,756,985,000 × 7.8/110 = 195,495,300				
仕入値引 2,376,000 × 7.8/110 = △ 168,480				A (6) 195,482,820
輸入備品引取税額 2,000,000 × 7.8/100 = (4) 156,000				
共 通 対 応				
本社・営業事務所家賃 6,600,000				
その他(本社部門) 14,575,000				
	21,175,000 × 7.8/110 = C (8) 1,501,500			

1. 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\ominus}{\text{㊦} + \ominus} = \frac{(2) \quad 3,340,300,000}{(3) \quad 3,351,685,000} = 0.99660 \dots$$

課税売上割合が95%以上だが、
課税売上高 3,340,300,000円が5億円超のため、
仕入税額は按分計算が必要

※ 特定課税仕入及び非課税資産の輸出等は、仕入税額の按分計算の要否の判定（5億円判定）に含めないことに留意すること

税抜き本体（当年度）

課税売上高の返還等(税抜) 14,465,000 × 100/110 = 13,150,000	課税売上高 (税抜) 3,204,795,000 × 100/110 = 2,913,450,000
免税売上高の返還等 0	
⊖ 分子 (2) 3,340,300,000	免税売上高 ⊖ 440,000,000

2. 仕入税額の計算（個別対応方式）

$$\text{個別対応方式} \quad \text{A} \quad 195,482,820 + \text{C} \quad 1,501,500 \times \frac{3,340,300,000}{3,351,685,000} = 196,979,219$$

$$\text{一括比例配分方式} \quad \text{D} \quad 197,207,400 \times \frac{3,340,300,000}{3,351,685,000} = 196,537,526$$

3. 納付税額の計算

納付税額（消費税部分）

控除対象仕入税額 196,979,219	課税標準額に対する消費税額 (千円未満切捨) 2,913,450,000 × 7.8% = 227,249,100 ⁽¹⁾
売上返還等に係る消費税額 ⁽⁹⁾ 14,465,000 × 7.8/110 = 1,025,700	
貸倒れに係る消費税額 ⁽¹⁰⁾ 726,000 × 7.8/110 = 51,480	
差引税額（百円未満切捨） 29,192,701 → 29,192,700	中間 ? ----- 納付 ?
	控除過大消費税額（貸倒回収） 0

1. 課税売上割合の計算

1. 課税売上高（免税売上は含まない）

$$\begin{aligned} & (\text{商品売上 (売上値引控除後)} \quad 3,190,000,000 + (\text{売上値引}) \quad 14,355,000 + \text{役員へ商品を贈与} \quad 440,000) \times 100/110 \\ & - (\text{売上値引} \quad 14,355,000 + \text{売上割引} \quad 110,000) \times 100/110 = 2,900,300,000 \text{円} \end{aligned}$$

2. 免税売上高： 輸出売上高 440,000,000円

3. 非課税売上高

$$\text{社宅家賃収入} \quad 1,980,000 + \text{受取利息} \quad 330,000 + \text{株式売却額} \quad 181,500,000 \times 5\% = 11,385,000 \text{円}$$

4. 課税売上割合の分子

$$1. + 2. = 3,340,300,000 \quad [\text{問}] (2)$$

5. 課税売上割合の分母

$$1. + 2. + 3. = 3,351,685,000 \quad [\text{問}] (3)$$

2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

1. 課税売上のみに対応する課税仕入れに係る消費税額

① 10%課税仕入れに係る消費税額

$$(\text{商品仕入 } 2,417,800,000 + \text{商品倉庫家賃 } 7,920,000 + \text{得意先交際費 } 2,640,000 + \text{その他(営業部門)} 205,425,000 \\ + \text{商品広告費 } 2,200,000 + \text{受取助成金を原資として購入した機械 } 121,000,000) \times 7.8/110 = 195,495,300$$

② 仕入値引に係る消費税額

$$\text{商品仕入 } 2,376,000 \times 7.8/110 = 168,480\text{円}$$

③ 輸入備品引取税額

$$2,000,000 \times 7.8\% = 156,000\text{円}$$

$$\textcircled{4} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} + \textcircled{3} = \mathbf{195,482,820\text{円}} \quad \text{[問] (6)}$$

2. 非課税売上のみに対応する課税仕入れに係る消費税額

$$\text{株式売却手数料 } 3,146,000 \times 7.8/110 = \mathbf{223,080\text{円}} \quad \text{[問] (7)}$$

3. 共通対応の課税仕入れに係る消費税額

$$(\text{本社・営業事務所家賃 } 6,600,000 + \text{その他(本社部門)} 14,575,000) \times 7.8/110 = \mathbf{1,501,500\text{円}} \quad \text{[問] (8)}$$

$$\textcircled{4} \quad \text{1.} + \text{2.} + \text{3.} = \mathbf{197,207,400\text{円}} \quad \text{[問] (5)}$$

3. 課税標準額に対する消費税額

$$(\text{商品売上(売上値引控除後)} 3,190,000,000 + (\text{売上値引}) 14,355,000 + \text{役員へ商品を贈与 } 440,000) \times 100/110 \\ = 2,913,450,000\text{円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

$$2,913,450,000 \times 7.8\% = \mathbf{227,249,100\text{円}} \quad \text{[問] (1)}$$

4. 納付すべき消費税額の計算

1. 控除対象仕入税額

(1) 個別対応方式

$$\text{[問] (6)} \quad \mathbf{195,482,820\text{円}} + \text{[問] (8)} \quad \mathbf{1,501,500\text{円}} \times \frac{\mathbf{3,340,300,000}}{\mathbf{3,351,685,000}} = 196,979,219\text{円}$$

[問] (2)
[問] (3)

(2) 一括比例配分方式

$$(2,756,985,000 + 3,146,000 + 21,175,000) \times 7.8/110 - 2,376,000 \times 7.8/110 + \text{引取税額 } 156,000 \\ = \text{D } 197,207,400 \quad \text{[問] (5)}$$

$$197,207,400\text{円} \times \frac{\mathbf{3,340,300,000}}{\mathbf{3,351,685,000}} = 196,537,526\text{円}$$

(3) 有利判定

$$(1) > (2) \quad \therefore 196,979,219\text{円}$$

2. 売上返還等の対価に係る税額

$$(\text{売上値引 } 14,355,000 + \text{売上割引 } 110,000) \times 7.8/110 = \mathbf{1,025,700\text{円}} \quad \text{[問] (9)}$$

3. 貸倒れに係る税額

$$726,000 \times 7.8/110 = \mathbf{51,480\text{円}} \quad \text{[問] (10)}$$

4. 差引税額

$$\text{課税標準額に対する消費税額 } 227,249,100 - (\text{控除対象仕入税額 } 196,979,219 + \text{売上返還等に係る税額 } 1,025,700 \\ + \text{貸倒れに係る税額 } 51,480) = 29,192,701 \rightarrow 29,192,700\text{円} \quad (\text{百円未満切捨})$$